

澶淵の盟約と其の史的意義 (中)

秋 貞 實 造

一、聖宗南伐以前に於ける宋遼の關係

二、聖宗の南伐と澶淵の盟約 (以上前號)

三、澶淵の盟約以後に於ける宋遼の國交

四、宋遼の經濟的交渉

1、盟約前に於ける兩國の貿易 (本號)

2、盟約後に於ける兩國の貿易 (以下次號)

(イ) 榷場、貿易品及び密貿易

(ロ) 歳幣、禮物及び賜與

五、遼國內の經濟的發展

特に領内に於ける錢用の流布に就いて

三、澶淵の盟約以後に於ける宋遼の國交

前節にも一言した如く、澶淵の盟約後、宋遼の國交は遼の世を終るまで、永く友好關係を持続したのであるが、それは兩國特に宋側が、武力的に契丹と對抗することの不利なるを漸く覺り、盟約の遵

守に對し誠意ある態度——假令表面的にもせよ——を以て臨むに至つたことに歸すべきであらう。即ちこの後、宋によつて第一に着手されたのは北邊州軍の改名である。

景德元年十二月甲辰。改威虜軍曰廣信。靜戎曰安肅。破虜曰信安。平戎曰保定。審邊曰永定。定遠曰永靜。定羗曰保德。平虜城曰肅審。(長編卷五八)

北虜の平伏を呪詛するが如き威虜・靜戎・破虜・平戎等の軍號名が反對に廣信・安肅・信安・保定等の平和的名稱に改變されたことは、宋朝自らの政策が攘夷的より交隣的に轉向したことを先づ稱呼の上に具體化したものと謂ふべきである。

尋いで河北方面に於ける軍備の縮少が斷行された。

景德二年春正月。省河北諸州戍兵十之五。緣邊三之一。(長編卷五九)
(宋史卷七)

但し之に依つて生起する邊備の弛緩と怠慢に對しては、絶えざる細心の注意が拂はれてゐた。例へば、眞宗は

朝廷。雖與彼通好。減去邊備。彼之動靜亦不可不知。間諜偵候宜循舊制。(長編卷五九)
(景德二年二月)

とか或は、大中祥符六年秋七月(乙未)王欽若に對つて、

訪聞。河北州軍城池廨宇頗多推圯。皆云赦文條約不敢興葺。今雖承平無事。然武備不可廢也。

宜諭令及時繕修。但無改作爾。(長編卷八一)

と謂つてゐるが如きは之である。

又眞宗は誓約に明示されたる境界線の侵犯、緣邊城池の構築に對しても特に愼深なる考慮を拂ひ、屢々北邊守戍軍及び邊民を諭して越境すること無からしめ〔I〕、軍寨の創築の如きも一切之を許さなかつた〔II〕ことは次に掲げた幾多の例證が之を語る。

〔I〕景德二年春正月丙辰。詔諭緣邊諸州軍。各遵守契丹誓約。不得輒與境外往還。規求財利。(長編卷五九)

〔I〕景德二年三月庚申。禁邊民入敵界。掠奪貲畜。犯者捕繫。罪至死者論法。流以下部送赴闕。(同右)

〔II〕景德四年五月壬寅。詔。自今緣邊城池。依誓約止行修葺外。自餘移徙寨柵。開復河道。無大小悉禁止之。(長編卷六五)

〔II〕大中祥符元年夏四月甲寅。并代副部署石普言。契丹雖與朝廷和好。而私署唐龍鎮來懷正官。信使不絕。漸違誓約。潛有侵軼。望令邊寨設備。上曰。修好累年。北鄙寧靜。不當自爲猜慮。普止聞流言。不知國家大體耳。(長編卷六八)

或は又、契丹の降人及び俘虜は之を送還し、北方の馬牛を得れば直ちに放還せしめた。

景德二年二月甲午。詔。沿邊州軍。自今得契丹牛馬。所在移牒還之。(長編卷五九 宋史卷七)

景德二年二月戊子。瀛・代州部送奚契丹降人赴闕。詔。以來降在誓約。前者(奚人)隸軍籍如舊制。在後者(契丹人)付部署司還之。(長編卷五九)

これに據れば、前節に擧げた盟文中には明記されてゐないが、兩國俘虜の相互送還は條約に規定されてゐたものゝ如く、契丹も亦侵掠の漢口を縱還せしめてゐる。

景德二年春正月。令河北河東緣邊州軍。自今北界齎牒。送生口者。給以茶綵。部送出境。答其牒。咸定式以頒之。(長編卷五九)

景德二年二月甲午。沒蕃漢口歸業者。均給資糧。縱其所乘馬勿留。違者論其罪。(長編卷五九、宋會要 蕃部契丹、宋史卷七)
遼末天祚帝の世のことに屬するが、宋の俘虜を還さずして、私かに留めて奴隸となした爲め、職を免せられた遼の顯官がある。

蕭阿魯帶。乾統三年。坐留宋俘當遣還者爲奴。免官。(遼史卷九四蕭阿魯帶列傳)

かくて、大中祥符七年迄に北界より歸來した人口は河東地方のみでも總數千六百餘人に達した。

大中祥符七年三月。河東安撫司言。北界自景德二年後。漢口被掠自歸者。千六百二十五人。(長編

これは、契丹も誓約の履行に忠實であつたことを語るものにして、この外にも、彼等は越境して北界に亡入した部民や賊人があれば必ず執送してゐる。

景徳二年六月。安肅軍言。部民數輩私至北界易州。州將執之送還。(長編卷六〇)

景徳三年九月。詔。北界盜賊亡命。至緣邊州軍者。所在卽捕送之。註①時有盜賊亡入北界。彼卽禽付

邊將故也。(長編卷六四)

或は、當時南京留守兵馬大元帥として、幽州に在つた皇弟隆慶も、兩國修好の永續に力め、宋の商人の幽州に至る者あれば、酒饌を設けて之を犒勞し、以て國交の益々和やかならんことを冀つてゐる。

(長編卷六一)
景徳二年十月甲午)

一方、宋の廷臣、戍將の中にも、北方と交はるに誠意を以てすべきこと、而して友好關係の持續が如何に國庫の潤澤を致し河北民人の安撫に効果を齎らしつゝあるかを上言するものが尠くなかつた。續資治通鑑長編中に見ゆるその一二を例示せんに、景徳二年二月甲辰知雄州李允則是

朝廷不欲困軍民。故屈已議和。雖國費甚多。較之用兵。其利固不侔也。但擇邊將謹守誓約。有言和好非利者。請一切斥去。(卷五九)

と謂ひ、同年三月丙寅雄州の趙延祚も

今之修和北戎。先啓誠意。國家動守恩信。理必長久。(同右)

と奏し、同四年十二月戊午王旦も

國家與契丹和。三年于茲矣。計其不勞干戈。不費財用之外。河朔人民頓息飛馳。(卷六七)
と上言してゐる。

次に、歳々來往の國信使に對する兩國の鄭重を極めた禮遇に就いて叙べることも、兩者の親善關係を窺知する上に、強ち徒爾の業でもあるまい。

孫僅等入契丹境。其刺史皆迎謁。又命幕職縣令。父老捧卮。獻酒於馬前。民以斗。焚香相迎。門置水漿孟杓於路側。接伴者察使人中途所須。卽供應之。具蕃漢食味。漢食貯以金器。蕃食貯以木器。所至無得鬻食物受錢。違者全家處斬。國主……聞使至。卽來幽州。屢召僅等。晏會張樂。待遇之禮甚優。僅等辭還。璽以器服及馬五百餘匹。自郊勞至於餞飲。所遣皆親信詞禮恭恪者。以致勤厚之意焉。……後奉使者率循其制。(長編卷五九、宋會要蕃部契丹及び王文正公筆錄)

これは景德二年二月孫僅、康宗元等が平和克復後初めて、承天太后生辰使として、北地に使した時の北朝の舉國的歡迎を謂つたものである。その後、兩三年を経て北使した路振も左の如く謂ふ。

國信所至。則蕃官具芻秣。漢官排頓置。大闢執抔案。舍利勸酒食。與漢使言率以子孫爲契。觀其畏威懷德。必能久守歡約矣。(皇宋事實類苑卷七)註③
(七所收、乘軺錄)

宋朝の契丹使臣を待つ禮も之に譲らざるものがある。卽ち、北使の來るや、先づ接伴使をして雄州

白溝驛の國界首迄出迎へしめ、貝州、大名府等に於て款待を受け、畿内に至れば開封判官迎へて犒勞し、都亭驛註⑤に入つては各々に金花銀灌器錦衾褥の賜與があり、更に朝見註⑥に際しては大使副使を始め、從者に夫々冠衣（契丹の衣冠）帶鞞銀器綵帛を賜はり、且つ館舎に滯在中は粟麪羊酒を應分に支給さる。（之に就いては後の第四章口賜與の條を參照）而して歸國に當つては、近臣班荆館に餞し、接伴使復、之を伴送して、往路の如く沿道の歡送裡に界に至る。

この裁定は、長編（卷六〇）にも謂ふ如く、知雄州何承矩の言に聽く所が多かつた。
序で乍ら、契丹使入京の路順を示せば次のやうである。

新註⑦城（界河を挟んで雄州に對する契丹の關口。今の河北省新城縣）→雄州白溝驛註⑧→莫州→瀛州→深州→冀州→貝州（慶曆八年恩州と改稱さる）→大名府→澶州→汴京。

かゝる親善關係は——後に興宗の時、（遼、重熙十一年）宋夏の抗爭に乗じて歲幣の増額（銀帛各十萬兩匹）を強請し、道宗の時代（遼、大康元年）宋、熙寧八年）河東方面に於ける境界を改定して、一時的紛糾をみたことはあつたが、それとても直接干戈に訴ふることなく、外交上の折衝によつて解決され——遼末、天祚帝中京出奔に至る迄の約百十餘年間持續せられ、その間殆んど毎歲、兩國使臣の來往は絶えなかつた。

さて、かく相接する國家間に友好和平の關係が保持せられる限り、相互文化の交流は著しく活潑性を帯びる。就中、宋と契丹との如き、一方の把持する文化の度合が他方に比し極めて高次にして、文

化の一方的流入を來す場合に於ては、紛れもなく前者の後者に對する文化的征服を馴致する。

自與朝廷(宋朝)通好已來。歲選人材尤異聰敏知文史者。以備南使。故中朝聲教皆略知梗概。至若營井邑以易部落。造館舍以變穹廡。服冠帶以却氈毳。享厨饌以屏毛血。皆慕中國之義也。(皇宋事實類苑卷七)

(七所收、乘輶錄)

或は、乘輶錄の著者路振と、相前後して北使した(景德四年九月)と思はれる宋搏の上言にも、

宋搏等使契丹。還言。契丹……(中略)……大率頗慕華儀。然性無檢束。每宴集有不拜不拱手者。註⑩……(中

略)……國主奉佛。其弟秦王隆慶好武。吳王隆祐慕道。見道士則喜。(長編卷六八 大中祥符元年三月)

とある如きは、單に偶目の一二を摘録附載したるに過ぎないが、契丹人の次第に華化しつゝある有様を、類推すべき一助には爲し得よう。而して之と共に兩國の經濟的交渉も亦、より密接複雑を加ふるに至るは蓋し必然的である。

註① 宋が亡命せる北界の盜賊及び部民を禽獲送致した實例は後々に於ても甚だ多い。その一二を示せば次の如し。

治平元年春正月甲寅。雄州奏。歸信。容城縣報。契丹追賊。有七騎奔入南界。逐出之。詔河北緣邊安撫使。北界賊盜來奔。

即逐出。若驚劫。即捕送本國。若婦女老小避賊入境。即善諭遣之。(長編卷二〇〇)

元豐元年五月乙酉。詔。械走投潢界北人王善及其妻子。蒙塞耳目。至代州。牒送北界。(長編卷二八九)

この點は契丹も同様にして後の道宗時代にも尙、誓約に違ひ、修城に當つては多くの場合移文して宋側の了解を求めるのが常であつた。例へば、神宗元豐三年(遼道宗大康六年)正月の條にも、

保州言。北界屢有移文。理會修城。乞。自今三兩次移文。回答一次。從之。(長編卷三〇二)と謂ふ。

註② 景德二年以後、宋より北方に遣はされたる國信使(生辰使正旦使及び慶弔使)に就いては、錢大昕の二十二史攷異(卷八三)に逐年表示されてゐる。

註③ 乘輅録には、宋使としての路振一行を遇する北方の儀禮に就いて、本文に引用したる孫僅等の場合よりも更に一層詳述されてゐる。

尙、路振北使の年代に就いては明確を缺ぐが、郡齋讀書志(卷七)には

乘輅録一卷。右皇朝路振子發撰。振大中祥符初使契丹。撰此書。以獻。

と謂ひ、宋史(卷四四一)本傳にも「大中祥符初使契丹。撰乘輅録。以獻。」とある。長編に據るに、大中祥符元年には三月(賀國母生辰使)と九月(賀正旦使、賀國主生辰使)の二度北方に遣使されてゐる。然るに乘輅録の記載よりみれば、明かに正旦生辰の賀使なるを知り得るが故に、路振は大中祥符元年九月に派遣されたる賀國母正旦使馬亮、孫爽等と行を共にしたものであらう。

註④ 宋は國家の體面保持の上から、この接伴使を頗る重視し材幹達識の士を以て之に充ててゐたことは、次の記事に依つても窺はれる。

上(仁宗)謂輔臣曰。比選近臣。館伴北使。頗難其人。因歎。才識之士爲不易得。……(長編卷一〇二)

接伴使の中、京師より差はされる内臣を三番使臣と謂ふ。

凡契丹使及境。遣常參官內職各一人。假少卿監諸司使以上。接伴內諸司供帳。分爲三番。內臣主之。(長編卷六〇)

處がこの三番使臣の需求によつて、沿路の軍州は甚しい困憊に陥つたるを以て、後、仁宗の皇祐時代遂に罷廢されるに至つた。

皇祐二年五月丙申。詔國信司。罷三番使臣。自契丹通使。其接送使人。皆自京差三番使臣。而沿路州軍。大困於需求。諫官

包拯吳奎極言其擾。既罷遣三番。而頓置什物。並令沿路州軍官。自辨之。(長編卷二六八)

註⑤ 都亭驛に就いては、桑原博士還曆記念東洋史論叢所收會我部靜雄氏「宋代の驛傳郵鋪」七九七頁―七九八頁を参照。

註⑥ 眞宗は契丹國使謁見に際して、特に宋朝の令式を破り佩刀のまゝ、參内するを許すが如き破格の待遇を與へてゐる。(長編卷六一、景德二年十一月癸酉)

註⑦ 新城以北は不日契丹の交通路を叙べる際に叱正を仰ぐことにして、今は省略に従ふ。

註⑧ 雄州白溝驛 王沂公(會)の行程錄(契丹國志卷二四。長編卷七九大中祥符五年十月)に「自雄州白溝驛。度河四十里。至新城縣云云」と謂ひ、又長編卷六〇(景德二年五月)には「凡契丹使……(中略)……至白溝驛。賜設。」とあればこの地が兩國使節

の發著地であつたことを知る。従つてこの地に支給される公使錢は他の諸州郡に比して遙かに多く、例へば元豐二年に於ける公使錢は二萬緡を算してゐる。

增雄州公使錢二千緡。以坊場錢給。以知雄州苗授言。熙寧中裁減公使錢。爲八千緡。用度不足。州當國信往來頓金之地。非他郡比故也。(長編卷三〇一、元豐二年十一月)

次の瀛州、冀州に就いては、

王聖美子韶。元祐末以大蓬。送北客(北使)至瀛(州)。……(老學庵筆記卷二)

增冀州公用錢五十萬。以其當北路衝要也。(長編卷七九)

河北安撫司言。契丹使往來路由冀州。清擇武臣爲守。(長編卷八一)

とあるによつて證せられ、

貝州及び大名府は、さきに引用した長編卷六〇の續きに、「至白溝驛。賜設。至貝州。賜茶藥各一銀合。至大名府。又賜設。云云」とあれば、これらの地も亦契丹使通行の路に當つてゐる。尙、王君玉の國老談苑(第二)にも

寇準鎮大名府。北使路由之謂準曰。相公望重。何以不在中書。準曰。主上以朝廷無事。北門鎖鑰非準不可。とある。

澶州も通過してゐたことは、長編卷二八四熙寧十年八月戊子の條に左の如く謂ふによつて察せられる。

樞密院委張茂則劉瑋。選便道口岸繫橋。以河水壞澶州橋故也。茂則等言。北使驛路可以出澶州之西黎陽。由白馬縣。相度繫橋。從之。

註⑨ 長編卷一三七、慶曆二年七月及び九月の條

宋史卷三二三、富弼傳。

涑水紀聞卷一

太平治蹟統類卷八、仁宗朝契丹議關南地界の條

契丹國志卷二〇、契丹回宋誓書

遼史卷一九、重熙十一年の條。同卷九六、耶律仁先傳。同卷八六、劉六符傳等を參照。

註⑩ 長編卷二六五。契丹國志卷二〇、議割地界書

太平治蹟統類卷一六、神宗朝議契丹地界の條

邵氏聞見錄前錄卷四、等を參照。

尙、皇宋十朝綱要にはこの時宋の失つた地域を七百里と謂ひ太平治蹟統類には五百餘里とある。

註⑪ 記錄に見える宋使最後の派遣は宣和二年遼の天慶十年（一一二〇）である。

註⑫ 或は長編卷五八に見ゆる李繼昌の言に、「契丹頗選用漢儀。然多雜其國之法。上之人雖欲變改。而俗不可易也。」とあること等

よりすれば、漢文化攝取に對して頑固無頓着なる一般部民を如何に教導すべきかは、この場合契丹爲政者の前に横ばる大きな問題であつたことが推知されよう。

四 宋遼の經濟的交渉

前項に述べた宋遼の友好關係に伴つて頻繁さを加ふるに至つた兩國の經濟的交渉の具體的説明を試みるに當つても、一應、景德以前の貿易状態を知る必要がある。

1、盟約前に於ける兩國の貿易

宋の太祖一代は、建國日尙淺く、國內の群雄及び各地節度使の中にも有力なるもの多くして、太祖は先づ之等の權力削奪と、南唐・後蜀・吳越・南漢等の諸獨立國平定とに、全力を傾倒せざるべからず、従つて、北方契丹に對しては常に消極的態度を以て臨み、防備を旨とする事勿れ主義であつた。次の逸話の如きは、尤も克く彼の北方政策を語つてゐるものと謂へよう。

(太祖)因與(趙)晉。計下太原(北漢の都)。普曰。太原當西北二面。太原既下。則我獨當之。不如姑俟。削平諸國。則彈丸黑子之地將安逃乎。帝笑曰。吾意正如此。特試卿爾。(宋史卷二五六趙普傳)^{註①}

されば、北方縁邊の市易に對しても、この時代政府は、唯商民の自由貿易を聽許するのみにして、自らに於ては、何等發動する所はなかつた様である。^{註②}

契丹在太祖時。雖聽縁邊市易。而未有官署。(宋史卷一八六食貨志下八、互)市舶法。或曰長編卷一八。

一つには又、縁邊守戍の軍將に、圖回貿易の自由を委ね、それより獲たる利得によつて、邊備の充實を圖らしむると謂ふ國初に於ける過渡的政策も、その一理由として擧げ得るであらう。

帝注意謀帥。既命……李漢超屯關南。馬仁瑀守瀛州。韓令坤鎮常山。賀惟忠守易州。何繼筠鎮棣州。以拒契丹。又以郭進控西山。武守琪戍晋州。李傑溥守隰州。李繼勳鎮昭義。以禦太原。諸臣家族在京者。撫之甚厚。郡中筭權之利悉與之。恣其圖回貿易。免所過征租。由是邊臣富於財。諸得以養募死士。使爲間諜。洞知敵情。云云。(續資治通鑑卷二)

太宗に至るや、北邊貿易の統制は漸くその緒に就いた。

太平興國二年三月。是月始令鎮・易・雄・霸・滄州各置權務。命常參官與内侍同掌。壘香藥犀象及茶。

與相貿易。(長編卷一八。宋史、食貨志下八。互市舶法)

これと相關的に考慮すべきものは、同月官庫貯藏の香藥寶貨を一般商人に拂ひ下げる意圖の下に置かれた權易局であらう。

太平興國二年三月。香藥庫使高唐張遜建議。請置權易局。大出官庫香藥寶貨。稍增其價。許商人

入金帛買之。歲可得錢五十萬貫。以濟國用。使外國物有所泄。上然之。一歲中果得三十萬貫。自

是歲有増羨。卒至五十萬貫。(長編卷一八)

即ち、政府は權易局(院)^{註④}を通じ香藥寶貨の一部を相當額を以て民間商旅に讓渡均霑せしむると共に、

自らも之等禁權品を北方に輦して、常參官及び内侍管掌の下に、鎮・易・雄・霸・滄諸州の各權務に於て

北界と相貿易せしめ、その集中的仲介的役割に依つて尠からざる利得を獲たのである。

然るに同四年、太宗が北漢討滅の餘威を驅つて幽州の奪取を企て、却つて高梁河に大敗を蒙つて以

來、各權場は閉鎖の止む無きに至つた。宋史食貨志(下、八)には前記を承けて次の如く謂ふ。

後有范陽之師。罷不與通。(長編卷一八には熊克の九朝通略より同文を引用して注記してゐる。)

宋史卷二九三、田錫の傳に、太平興國六年彼が契丹と互市を通じ、俘獲を撫還せしめて、北邊の安

寧を計るべきを上奏してゐることに徴しても、この頃尙續いて北邊の榷場は廢罷されてゐたことを知る。

太平興國六年。爲河北轉運副使。驛書言邊事曰。……今北鄙釋騷。蓋亦有以居邊任者。規羊馬細利爲捷。矜捕斬小勝爲功。賈怨結仇。與戎致寇。職此之由。……伏願。申飭將帥。慎固封守。勿尙小功。許通互市。俘獲蕃口撫而還之。如此。不出五載。河朔之民得務農業。亭障之地可積軍儲。云云。

然し、河北鎮戍の士人の多くは田錫と同じく北界との互市開設を冀つて居り、或は李允則傳(宋史卷三三四)に「太平興國七年。幽薊還師。始置榷場于靜戎軍。允則典其事。云云」とあること等より推すに、太平興國の末年頃には北邊貿易も漸くその禁を解かれつゝあつたものゝ如く思惟される。

尋いで、雍熙三年の北伐に際し、河北商民は再び貿易禁鎖の厄に遭つたが(宋史卷一八六、食貨志下八、互市舶法)曹彬等の大敗北は、遂に太宗の對契丹政策をして守勢的綏撫的に轉換せしめ(第一章参照)、之に隨つて兩國の經濟的關係も好轉し始めるかの如くに見えた。

時累年興師。千里饋糧。居民疲乏。太宗亦頗有厭兵之意。端拱元年詔曰。朕受命上穹。居尊中土。惟恩禁暴。……宜許邊疆。互相市易。自今緣邊戍兵不得輒恣侵略。(宋史卷一八六、食貨志下八、互市舶法)

端拱元年三月。復通北邊互市。禁緣邊戍兵。無得輒恣侵略。務令安靜。(皇宋十朝綱要卷二)

然るに、同年より二年（遼の統和六年、七年）に互る契丹の入寇は、兩者の經濟絶交を餘儀なくせしめた。

未幾。復禁（互市）。違者抵死。北界商旅輒入内地販易。所在捕斬之。（宋史卷一八六、食貨志下八、互市舶法）

通考は之を端拱二年のことと爲す。

端拱二年復禁之。（文獻通考卷二〇、市雜考、市舶互市の條）

越えて淳化二年

令雄・霸州靜戒軍代州鴈門砦。置榷署。如舊制。所鬻物增蘇木。（宋史卷一八六、食貨志下八、互市舶法）

とて、三度び舊制に沿つて榷署を置き貿易を開いたが、この度も臆がて閉罷されることゝなつた。こは、翌、至道元年（遼の統和十三年）契丹韓德威の河東地方入寇と別軍の雄州方面侵掠とに因るものと察せらる。

かくて、眞宗の世に及ぶや、咸平五年契丹新城都監种堅なるものが頻りに移文して榷場の設置を要請し、知雄州何承矩も之が開設を奏請したるを以て、同年四月復も雄州に榷場を開くことゝなつた。

咸平五年四月。詔。雄州復置榷場。從知州何承矩所奏也。先是。承矩累言。懇請開置。及陳得北界僞命新城都監押种堅牒。請復設榷場。以通商旅。眞宗曰。寇戎讎覆。實不可信。承矩之意。要弭邊患爾。開之如亦無損。且可其奏。（宋會要、食貨三七）

その意圖する所は契丹の邊患を弭めんとするにあつたのであるが、されど、兩國の國際關係が既に第一節に於て述べた如き不安定な儘に放置せらるゝ限り、かゝる局地的、糊塗的な略利政策を以て、之を彌縫せんとするも、そは却つて問題を益々錯雜紛糾にまで導く以外には、何等の永續性・恒常性をもたない。

果して、翌六年五月には、商旅の貿易が盛んなるに隨ひ、之が敵のスパイに利用されて、邊備の機密を漏洩し、入寇を頻繁ならしむとの理由の下に、榷場は廢せられるに至つた。

咸平六年五月丙申^{註⑦}。罷雄州榷場。時敵數入寇。或言。諜者以互市爲名。公行偵伺。故罷之。(長編

卷五四)

かくの如く、國初より景德元年に至る、即ち澶淵盟約以前に於ける宋・遼の貿易關係は五通五廢の有様にして、宋側としては北邊榷場の設置、とりもなほさず、北方との通商互市は、實質上彼等に齎らした財政上の利得は決して尠しとせざりしにも拘らず、彼等は之を北界に對して施す一の惠澤と見做し、この關市によつて北人に貨財の利を食ましめ、以て邊寇を弭めしめんとしたのである、かゝるが故に邊患弭まざれば忽ちに之を閉鎖すを常としたが——勿論、前記の如き、軍機の漏洩と謂ふことも一因は爲してゐたであらうが——然し宋以前の如く、北族と漢族とが長城を界壕としたる時代に在つては、或はかゝる政策も一の効果を擧げうるであらうが、契丹の如く、既に北支の一部を領有し、不自

然な境界に依つて河北の地を分つてゐる以上、中原と一經濟圏を構成すべき燕・雲十四州を、單に人為的な権場の閉鎖に依つて、經濟的に離脱せしめることは、疑ひもなく不可能事に屬し、延いては、これが、燕薊の獲得と漢人の夥しい隸屬とに依つて領内全般に、漸く貨幣經濟の發達を齎らさんとして、あつた契丹を益々刺激して越境南侵を企圖せしめる契機を爲すに至つた。

於是、吾人は翻つて、この頃の契丹領内に於ける經濟生活——通貨に重點を置いて——を一瞥しよう。

さて、澶淵の盟以前に於ける遼朝の發展に一エボックを劃すべきものは、太宗の燕雲十六州獲得及びそれに續く後晋の討滅である。一例を藉り來れば、遼史卷六〇、食貨志下には、

太宗得燕。置南京。城北有市。百物山積。命有司治其征。餘四京及它州縣貨產懋遷之地。置亦如之。東平郡註⑩(東京遼陽府)城中置看樓。分南北市。禺中交易市北。午漏下交易市南。

とあり、太宗の燕・雲領有以來、南京、東京の市場を始め、各主要州縣に於ては、商業交易が盛んに營まれるに至つたことを知る。更に同じ書は同所に、

太宗置五冶太師。以總四方錢鐵。石敬瑭又獻沿邊所積錢。以備軍實。

と謂へば、燕薊の領有によつて、局處的には貨錢が流通使用されてゐたであらうことを窺はしめる。然れども、胡嶠の陷虜記註⑪に、

西樓(上京)有邑屋市肆。交易無錢而用布。有綾錦諸工作。宦者翰林伎術教坊角觥秀才僧尼道士等皆中國人。而并汾幽薊之人尤多。(五代史記卷七三及遼史卷三七地契丹國志卷二五及理志上京の條)

とあるより推すに、太宗・世宗時代は、上京を中心とする契丹内地の市場交易に於ける一般的等價物には猶、主として布を使用してゐたことが窺知される。

然るに、穆宗の末年より景宗・聖宗の初めに互つて、契丹領内は全般的に漸く貨幣經濟の過程に入りつゝあつたものゝ如く、即ち、應曆十六年穆宗は上京市中を徵行して酒家に銀絹を賜與し(遼史卷七)或は同十八年の元宵節には觀燈の宴を催ほし、銀百兩を以て酒を市ひ、群臣と縱飲三夕に及んでゐる。

應曆十八年春正月己亥(十五日)。觀燈于市。以銀百兩。市酒。命群臣。亦市酒。縱飲三夕。(遼史本記卷七)

これに據れば、當時上京には銀百兩註⑫で賣買し得る程の大酒舖もあり、且つ市民の多くが元宵節を壽いでゐることは、全く中原と異なる所が無い様である。遼史食貨志に見ゆる次の如き一齣は、この頃(景宗乾亨時代)領内に在つては、幣貨が布帛に代つてその使途を遞増しつゝあつた爲め、こゝに錢貨鑄造の問題が新に提起されるに至つたことを尤も端的に認知せしめる。

景宗以舊錢不足於用、始鑄乾亨新錢、錢用流布。(遼史卷六〇食貨志下)註⑬

虜廷雜記に據れば、この時景宗は鑄錢院を置き、その鑄造年額は五百貫を算したと謂ふ。

景宗朝置鑄錢院、年額五百貫。(遼史拾遺卷一五所收慶延雜記)

因みに謂ふ所の舊錢とは、遼史食貨志前文に先行して、

鼓鑄之法。先代撒刺的爲夷离董。以土產多銅。始造錢幣。……(中略)……太宗置五治太師。以總四

方錢鐵。石敬瑭又獻沿邊所積錢。以備軍實。

とあれば——撒刺的(德祖)が錢幣を造つたと謂ふは、一種の文化英雄談とも見るべく頗る信を置き難い——主として乾亨以前領内各地に通行してゐた中原諸國の貨錢を指すものであらう。

又國內には、古北口・松亭關・榆關・居庸關等の各要衝に商旅を征税すべき税關の設置があつた。

聖宗乾亨間。註⑤燕京留守司言。民艱食。請弛居庸關稅。以通山西糴易。(遼史卷六〇、食貨志下)

統和四年十一月壬申。以古北・松亭・榆關征税不法。致阻商旅。遣使鞠之。(遼史卷一一)

これは聖宗時代の記載ではあるが、これよりして如上の關征が既に統和以前より行はれてゐたとの推斷を下しても失當ではあるまい。

更に聖宗は統和七年易州を領有するや(前項註⑤参照)三月詔して奇峰(口)路を開いて市をこの地に通

せしめ、(遼史卷一一)新城と共に主として宋との貿易に當らしめることとし、越えて十九年には、關市の

の征税を減免して國內諸州郡の物價の平準調節を計つてゐることが、遼史本紀(卷一四)「統和十九年閏十一月己未。減關市稅。」より察知し得るも、こは耶律隆運の傳(遼史卷八二)に據れば、彼の奏請に従つ

たものに外ならない。

以上は、杜撰乏闕せる遼史の中から、特に寥々たる經濟關係の史料に典據を求めて——勿論之を描いて他には求むべくもないが——景宗の末年聖宗の初年に至り、低度ではあるが、契丹の國內が漸く物々交換の域を脱して、全面的に貨幣經濟に入りつゝあつたことを、極めて不充分乍ら窺つてみたのである。而して、この領内に於ける經濟的發達が契丹をして、宋との貿易に對する要求を益々嵩めしめたであらうことは容易に理解し得よう。この點よりしても、兩國の紛糾せる國際關係、延いては、それに伴ふ不安定なる貿易狀態は、そこに根本的打開工作の行はるべき必然性に迫られつゝあつたものではあるまいか。換言すれば、聖宗南伐の背後には、單に契丹の國力充實が彼を驅つて宋に向はしめることゝなつたと見做すべき以外に、兩國の貿易關係の正常化、永續性を要求せんとする經濟的要因が伏在してゐることの臆測を敢てするを容されないのであらうか。

註① 長編卷九、或は邵氏聞見錄卷一等にも見える。

註② 然し、染色原料として早くより宋政府の禁權品たりし禁を幽州、河東方面へ私販することは頗る嚴重に禁止されてゐた。

開寶三年二月。先是。禁商人私販幽州禁。犯者沒入之。建興(隆?)三年詔其後定令。私販河東及幽州禁一兩以上。私煮禁三斤及盜

官禁至十斤者。棄市。甲申。始命增。私販至十斤。私煮及盜滿五十斤者死。餘論罪有差。

註③ 榷易局

榷易局は榷易院(宋會要食貨市舶)とも榷易署(宋史卷二六八張遜傳)とも單に榷署(宋史卷一八六、食貨志下八)とも稱す。之に

就いては、藤田博士「宋代の市舶司及び市舶條例」〔東洋學報第七卷〕二一六頁、及び桑原博士「蒲壽庚の事蹟」二六三頁を參照。但し、兩博士は、宋會要或は宋史張遜傳に「太平興國初置」とあることに據つて、之が設置を太平興國元年（九七六年）とされてゐるが、本文に掲げた如く長編は同二年三月のこと、してゐる。

註④ 常參官及び内侍

常參官は藤田博士も「宋代の市舶司及び市舶條例」中（二〇七頁）に引用されてゐる如く、陸海の老學菴筆記卷八に

唐自相輔以下。皆謂之京官。言官於京師也。其常參者。曰常參官。宋常參者。曰未常參官。國初以常參官預朝謁。故謂之升朝官。而未預者。曰京官。元豐官制行。以通直郎以上。朝預宴坐。仍謂之升朝官。而按唐制。去京官之名。凡條制及吏牘止謂之承務郎以上。然俗猶謂之京官。

とあり、内侍は北邊榷場のみならず、唐の遺制を承けて、南海市舶の事務を專掌した。之に就いての詳細は前掲藤田博士の論文二〇七頁—二〇八頁參照。

註⑤ 宋會要（藩部契丹）に

淳化二年。虜遣人至雄州。求通好。帝遣中使麥守恩。謂之曰。朕以康民息戰爲念。固無辭于屈。已後有來使。當厚待之。勿拒其意。既而使不復至。

なる記載が見えるのは、本文の同年に於ける榷場の設置と關係付けられないであらうか。

註⑥ 宋史卷二七三何承矩傳及び長編卷五一には承矩の奏文を載せてゐる。然し、宋史何承矩傳にこの奏疏を咸平三年の條に挿入してゐるのは既に長編が原注に於て考證せる如く五年とすべきである。

宋史本紀卷六にも、咸平五年夏四月癸巳復雄州榷場。とある。

先是、眞宗即位の當初、宋の廷臣の間には契丹と和好して互市を開くべしとの議が優勢を占め、之が爲め、眞宗は詔して邊民北商に關市を聽すこととなつた。互市開設論者の尤なる者は朱熹符、關日新等にして、前者は、契丹と不穩の形勢の儘に對峙することは、河朔軍備費の爲めに遂には國庫の匱乏を致すべければ、よろしく舊盟を復し、彼に關市の利を啗はしめ以て北

患を斷つべしと謂ひ、後者は靜戎・威虜等の軍寨に樵場を置き、茶を鬻いでその利を收め、以て軍用に資せんことを請ふてゐる。(長編卷四四)

之に對して、河北轉運使索淵は堅くその便に非るを奏し、(長編卷四四)知雄州何承矩亦「今聽。公私買市。則人馬交疲。深非便宜。若然則塞鋪爲虛設矣。」(宋史卷二七三、何承矩傳。長編卷四四咸平二年五月の條)と上疏したるを以て眞宗は之を納れて、前詔を撤回し、かくて咸平五年に至つたのである。

註⑦ 宋會要食貨三七には、咸平六年七月と謂ふ。

註⑧ 燕雲十四州 契丹の太宗が石晋より獲たるは幽・涿・薊・順・瀛・莫・蔚・朔・雲・應・新・媯・儒・武、襄の十六州であつたが、後瀛・莫二州は後周の世宗に奪還され、爾來契丹の領有する所は十四州となつた。

因みに、燕雲の名は徽宗の時代、幽・薊、燕・薊或は幽燕等の代稱として始めて用ゐられるに至つたもの、如く、且つ燕雲十六州も燕山・雲中二府及びその所屬の十六州即ち涿・檀・平・易・營・順・薊・景(遼化縣)(以上燕山府路)武(山西五寨縣)・應・朔・蔚・奉聖・歸化・儒・媯(以上雲中府路)を指すものなれば(陳樂素氏「宋徽宗謀復燕雲之失敗」輔仁學誌第四卷一期所收參照)嚴密には内包的にも差違を有するやうであるが、今は便宜上舊に從ひ燕雲十六州の名を襲用して置く。

註⑨ 契丹の五京 上京臨潢府・東京遼陽府・中京大定府・南京析津府・西京大同府を以て契丹の五京とするが、之が始めて完備したのは、興宗の重熙十三年(一〇四四年)十一月雲州を升して西京と改めて以來のことにして、中京の建置も聖宗の統和二十五年である。

註⑩ 東平郡 遼代東平郡の沿革に就いては、遼史卷三八、地理志二、東京道、東京遼陽府の條。及び滿洲歴史地理第二卷第一篇「滿洲に於ける遼の疆域」の條參照。

註⑪ 胡嶠の陷虜記

或は陷北記とも呼ばれ、更に宋史(卷二〇三、藝文志二)に胡嶠・陷遼記(三卷)とあるのも同一書を指すものであらう。

この書は、嘗て、契丹帳族の一人蕭翰の掌書記として天祿元年(遼の大同元年九四七年)北方に帶同された胡嶠が、その後、滯

留七年間に經驗せることを記述したもにして、五代史記卷七三、四夷附錄に收録され、又一部は遼史地理志にも收められてゐる。彼の歸來の年時に就いては、後周の廣順三年(九五三年)とあるを通説とするも、唯冊府元龜には「周太祖廣順二年。以契丹虞部員外郎胡嶠爲汝州魯山縣令。以其歸化故也。」と謂ふ。然し滞在七年を天祿元年(九四七年)より推算すれば廣順三年(遼の穆宗應曆三年九五三年)に當るを以て、通説に従ふべきである。

註⑫ 當時中原に於ける銀の使途に就いては、加藤繁博士「唐宋時代に於ける金銀の研究」を參照。

註⑬ 續資治通鑑(卷一〇)は太平興國五年(乾亨二年)の條に、「是歲、遼主以舊錢不足於用。始鑄乾寧(亨?)新錢。」としてゐるが、畢沅は如何なる典據に基いてこの年時を考定したのであらうか、暫く疑に止めて置く。

註⑭ 虜廷雜記

宋史(卷二〇三)藝文志には、虜廷雜記十四卷。不知作者。とあるも郡齋讀書志(卷七)に據れば、

虜廷雜記十卷。右契丹降人趙志忠撰。記虜廷雜事。始於阿保謹。迄邪律宗眞。李清臣云。志忠仕虜爲中書舍人。得罪宗眞。來歸上此書及契丹地圖。言契丹事甚詳。

と謂ひ、長編(卷一八五)にも

嘉祐二年四月辛未。通判黃州殿中丞趙至忠上契丹地圖及雜記十卷。

とあり、こゝに謂ふ趙至忠は、長編(卷一三三)慶曆元年八月の條に、

以契丹歸朝人趙奕。爲洪州觀察推官。賜緋衣銀帶及錢五萬。更名至忠。至忠嘗爲契丹中書舍人。得罪宗眞。挺身來歸。言虜曆以前契丹事甚詳。

とあるものなれば趙志忠と趙至忠は同一人なるを知る。王銍の默記にも

趙至忠虞部。自北地歸明。嘗仕遼中。爲翰林學士修國史。著虜廷雜記云云。

と謂ふ。以上に據つて、虜廷雜記の著者は趙志(至)忠なりとみて恐らく誤りなく、且つ内容的にも信を置くに足るであらう。

註⑮ 遼史卷一〇聖宗紀に、

統和元年九月(六月改元)丙辰。南京留守奏。秋霖害稼。請權停關征。以通山西糴易。從之。

とあるに當るものであらう。

遼澗の盟約と其の史的意義(中)

第二十卷 第二號

三八三